

子育て



市子育て支援センター

◆ベビーマッサージで
♥あかちゃんママの
ハッピータイム♥
日時 5月28日(金)午
前10時〜10時40分
対象 生後1〜6カ月位
までの子どもと母親
定員 10組(定員になり
次第締切)
申込 5月19日(水)午後
1時〜電話で
◆親子教室
「わくわく☆」
日時(全6回) 6月21日
〜7月26日、月曜午前10
時〜11時
対象 1歳8カ月〜2歳
8カ月の子どもと保護者
定員 10組(定員になり
次第締切)
申込 6月14日(月)午前
10時〜11時に子ども同伴
で子育て支援センターへ
場所・申込・問合せ先
子育て支援センター
☎072・468・82
44

ファミリースポーツ センター講座

◆コミュニケーションに
ついて子どもとこころ
を聴く
日時 6月16日(水)午前
10時〜正午
場所 職員会館2階会議
室A
講師 出来麻有子さん
(全心連上級心理カウンセ
ラー)
定員 10人(定員になり
次第締切)
※保育はありません。
申込・問合せ先 ファミ
リースポーツセンター
☎072・433・70
50

子育て支援センター ひだまり

◆今年度の栄養相談・育児
相談(身体測定)の日程
当日9時から電話で予約
してください。参加者は母
子手帳をお持ちください。

相談内容	日程(いずれも水曜)
育児相談	5月26日、7月28日、9月22日 11月24日、令和4年1月26日 3月23日
栄養相談	6月2日、8月25日、10月6日 12月1日、令和4年2月2日

相談時間 午前9時30分〜11時

子ども子育て交流施設 つげさん広場

◆ママと赤ちゃんのふれあ
いタイム「ベビーマッサージ
とふれあい遊び」
日時 ①5月26日(水)②6
月16日(水)③7月7日(水)
午前10時10分〜10時40分
講師 小山美樹さん(つげ
さん広場スタッフ)
対象 1カ月健診後〜6カ
月の子どもと保護者
定員 3組(初めてのしかた
優先、定員になり次第締
切)
参加費 無料
※2回目以降のかたは1週
間前から申込可。
申込・問合せ先 NPO法
人えーる ☎070・504
1・2567(平日午前10
時〜午後3時)

「子ども食堂」開設に 補助金を交付

市内で子ども食堂を開設
運営するボランティア団体
などに、補助金を交付しま
す。
詳しくはお問合せください。
補助金 年間2万円を上限
申込期間 5月17日(月)〜
6月30日(水)
申込・問合せ先 子ども福
祉課 ☎072・433・7
022

障害年金を受給してい るひとり親家庭が「児 童扶養手当」を受給で きるようになりました

児童扶養手当法の一部改
正により、令和3年3月分
から、児童扶養手当の額と
障害年金の子の加算部分の
額との差額を児童扶養手
当として受給することができ
るようになりました。

ひとり親家庭の 父母と寡婦のかたへ

詳しくは、府立母子・父
子福祉センターのホーム
ページをご覧ください。
①初任者研修
期間(全17回) 7月31日
〜12月18日、日曜(初日・最
終日は土曜)午前9時〜午
後5時
場所 東大阪市男女共同参
画センター・イコラムほ
か
定員 20人(多数の場合は
抽選)
費用 1万円
申込期間 5月31日(月)〜
6月30日(水)
②医師事務作業補助者実務
能力認定
期間(全8回) 8月7日
〜9月25日、土曜午前10時
〜午後4時
場所 府立母子・父子福祉
センター
定員 20人(多数の場合は
抽選)
費用 8000円
申込期間 6月7日(月)〜
7月6日(火)
③いずれも
対象 求職中または就業中
で、スキルアップのため資
格取得を目指しているかた
申込方法 ①往復はがきに
講座名・住所・氏名(ふり
がな)・年齢・職業・電話

水道

6月1日〜7日は水道週間 「生活も ウイルス予防も 蛇口から」

(標語)

水道は私たちの生活を支えています。
水道週間にあたり、次のことを行います。

場所・問合せ先 水道サービス課
☎072・433・7153

ご自身で取替えるかた
にウキゴマパッキンを無
料配布します。申込は不
要です。
配布期間 6月1日(火)
〜7日(月)午前9時〜正
午、午後1時〜5時
配布数 1人5個(無く
なり次第終了)



ウキゴマパッキン

水道メーターの 取替にご協力を

水道メーターの有効期間
は8年です。期限を迎える
メーターは、計量法の検定
に合格したものに順次取替
えています。
取替時間は約10〜20分
です。作業がしやすいように
メーター付近に物などを置
かないでください。
なお、作業中は水道が使
えませんが、ご協力をお
願います。
1 ☎072・433・714
問合せ先 水道サービス課

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

児童扶養手当を受給しているひとり
親世帯などのかた(※1)への給付です。
対象 ①令和3年4月分の児童扶養手
当の支給を受けているかた
②公的年金など(※2)を受給し、令和3
年4月分の児童扶養手当の支給が全額
停止のかた(※3)
③新型コロナウイルス感染症の影響を
受けて家計が急変し、収入が児童扶養
手当受給水準に下がったかた。
(※1)児童扶養手当法に定める「養育
者」のかたも対象になります。
(※2)遺族年金、障害年金、老齢年金、
労災年金、遺族補償など。
(※3)既に児童扶養手当受給資格者とし

て認定を受けているかただけでなく、
児童扶養手当の申請をしていれば、令
和3年4月分の児童扶養手当の支給が
全額または一部停止されたと推測され
るかたも対象。(所得額が児童扶養手
当に係る支給制限限度額を下回るかたに
限る)
給付額 子ども1人あたり5万円
受給手続 対象①のかたは申請不要。
(5月11日振込み予定)
②③のかたは、申請が必要です。
(申請後随時振込み)
申請期限 令和4年2月28日(月)
申請・問合せ先 子ども福祉課
☎072-433-7021

